

陳 情 文 書 表

(行財政局)

件 名	個人市民税の所得割失格者減免及び少額所得者減免廃止の中止		
要 旨	<p>9月市会に京都市市税条例の一部改正が提案された。その中には、個人市民税の全額免除を行う所得割失格者減免並びに均等割5割減額及び所得割3割減額を行う少額所得者減免の廃止が含まれている。2019年度実績では所得割失格者減免を適用されている方が4万1,990人、少額所得者減免を適用されている方は7,280人に上っている。</p> <p>また、減免制度の廃止により各種福祉サービスの給付対象外となったり、利用料金の負担額の引上げや自己負担の上限額が上昇するなど、福祉サービスにも影響が及ぶことになっている。市民の負担増、福祉サービスに大きな後退をもたらすことは明らかである。コロナ禍の下、暮らしを応援し、市民の負担を軽減すべきときに、このような改定はすべきではない。</p> <p>については、個人市民税の所得割失格者減免及び少額所得者減免の廃止を中止するよう求める。</p>		
受理年月日	令和2年9月28日	回付委員会	総務消防委員会

受理番号	陳 情 者
86	
87	
88	

89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	

105	
106	
107	